

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

更にサプライチェーン全体での脱炭素化を目指し、脱・低炭素技術に関する連携や生産工程等の脱・低炭素化に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型の取扱いに関する覚書を参考に取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、全額現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等について、下請事業者に損失を与えることがないよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮しつつ、取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず短納期または追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。

3. その他

上記に加えて、以下について下請事業者だけでなく全ての取引先との取引において、信頼関係の構築に取り組みます。

- ・オープンでフェアな取引
- ・信頼関係の構築、健全な相互発展
- ・法令や社会規範の順守

2024年3月26日

日本トレクス株式会社

代表取締役社長 高崎 文弘